

宣誓供述書

Ref. No

Doc 2790

(Revised)

自分ジョセフ、シー、グルー、先ツ宣誓ヲ爲シタル上誓ツテ次ノ事ヲ申シ述
ベマス。昭和七年カラ昭和十六年迄自分ガ日本陸軍創合衆國大使トシテ在任中、
自分ハ廣田弘毅氏ト時々公的ニモ私的ニモ緊密ナ交渉ガアリマシタ。同氏ノ
官公職ハ其ノ期間次ノ如ク相續イテ居リマシタ。

外務大臣就任ノ昭和八年九月十四日ヨリ總理大臣ニ任官マデ總理大臣就任ノ
昭和十一年三月十九日ヨリ外務大臣任官マデ、外務大臣就任ノ昭和十二年六
月四日ヨリ大凡昭和十三年五月二十六日迄

自分ノ廣田氏トノ交際中氏ハ自分ニ屢々合衆國トノ善行ニ於テ其ノ政策ガ
廣田氏アルト語リマシタ。其ノ善行ハ其ノ善行ニ於テ其ノ政策ガ
不ガ、氏ハ右ノ政策ヲ實行シタノデアリマス。其ノ善行ハ其ノ善行ニ於テ其ノ政策ガ
一自分ノ日本外務省ニ對スル主張ハ廣田氏就任前ノ聯合ヨリ遠カニ遠カニ且
ツヨリ思ヒヤリアル感ヲサテ以テ受入レラレソシテ多クノ聯合語彙ハ日本
利加ニ有利トナツテ現ハレマシタ。

アリマス

ニ其ノ一列、ハル結果ノ一合衆ノ及米の計用ニ改長裁シテ
 メントシテ、^{御旨}御旨マシ。改長裁シテ、^{御旨}御旨マシ。係チ、^{御旨}御旨ナラシ
 アリマス。

自分ハ此ノ改善ガ自分ガ廣田氏ニ抗議シタ新長辨ハレタ氏ノ努力ニ直接ニ
 スベキモノナルコトヲ知ツテ居リマス。

三昭和十二年十二月合衆軍軍艦バナイ號ガ日本ノ海軍ニヨリ爆沈セ
 ラレ、^{御旨}御旨イテ同艦ノ士官、船客乗組員ガ日本海軍ニヨリ機銃掃

射チ受ケタトノ報道ヲ接手シマスルヤ、^{御旨}御旨外ハ大巨タル廣田氏ハ先列ヲ設リ
 時ヲ移サズ自ら自分ヲ亞米利加大使ニ勸告シ、日本政府ノ深甚ナル願

ト遺憾ノ意ヲ表シタノデアリマス。氏ハ目ニ見ヘテ感動シテ自分ニ申シマ
 シタ「此ノ事件ニ就テ私共ガドンナニ感傷シテ居ルカハ申上美モアリマセ

改長裁。此ノ即刻ノ公式原野而モ自ら足ヲ進ンデノ深謝ハ、^{御旨}御旨作ノ重大性ヲ
 非スルニ非常ニ役立ちマシタ。廣田氏ハ其後此ノ我が艦船並ニ其ノ乗員

ニ對スル不法攻撃ニ對シテ實際即ノ償ヒテ爲スベキ方針、即チ成リワケ
 謝状ヲ我々ニ送リ又即座ニ相當ノ賠償ヲナスベキ我が要求ニ應ズル等万策

ヲ講ジタノデアリマス。

昭和十五年九月二十七日獨逸ト伊太利トノ三國協定ガ調印ヲミマシタ、當

時廣田氏ハ野ニ在リマシタガ、氏ガ同協約ノ締結ニ非常ニ反對シタコトヤ

氏ガ私ノ友人~~波蘭~~取立テ、云ハバ當時ノ波蘭大使ロメール氏ニ對シ

ハ知ツテ居リマス。ロメール氏ハ廣田氏ガ同氏ニ日本政府ガ樞軸側ニ加

ハ知ツテ居リマス。米戰爭ニ迫ヒ込ムコトニナルト語ツタト自分ニ話シテ吳レマシタ。

以上ノ諸點ハ合衆國トノ間ニ善隣關係ヲ維持シ平和ヲ維持セントスル態度

ト行動トコ證明シ表徴スルモノデアリマス。自分ハ廣田氏ガアラユル外

國トノ平和的關係保持ニ努力ヲ拂ツタト~~個~~信念ヲ日本ニ居ル間持チ又今モ

ナホ持ツテ居ルモノデアリマス。自分ガ日本ニ居リマシタ十年間ノ間如

何ナル時ニモ自分ハ廣田氏ノ態度若クハ行動ニ氏ガ世界若シクハ東亞ヲ支

配セントスル共同計畫若クハ協同謀議ニ參刺シタ事ヲ示ス様ナ事實ヲ見タ

コトハアリマセン。氏ハ日本ノ苛激ナ盲目的愛國主義ヤ極端ナ軍國主義

ノ時代ニ「穩健派」トシテ自分ノ外交自仲間ノ多數ニ目サレテ居リマシタ

ソシテ其ノ時代自分ハ明ラカニ日本軍國主義極論者ノ攻撃的傾向ヲ抑ヘル

目的ヲ以テシタ、氏ノ行動、變ニモ述ベマシタ様ナ行動ノ結果ヲ目撃シテ

居リマス

如何ナル日本人ノ役人ガ自分ノ政策ニ同ツテ侵略行動ニ反対シタカトイフ
コトニ就テノ直接ノ情報ヲ得ルコトハ滅多ニ出来ナイトイフコトヤソレカ
ラ又廣田氏ナリ其他何レノ高官タリトモ其ノ明ニ在ル間自分ナリ他ノ外國
人ナリニ就テハ自分ノ政府ノ政策ニ同感シナイトイフコトヲ示シタトシテモ
彼ノ官位ガドウアラウトモソレヲソノマ、受入レルコトハ出来ナイトイフ
事ハ自分ヲ認メマス。 概シテ云ハバ自分違ハ變ニモ若干説明シマシタ様
ニ結果ニ依ツテノミ判断出来マス。

(自署)

ジョセフ、シー、グルー

テイストリクト、オブ、コロンビア、華盛頓
昭和二十二年十月十五日

右ハ昭和二十二年十月十七日、テイストリクト、オブ、
人タル自分ノ面前ニテ宣讀シ且ツ記述セラレマシタ

(白署) マーサーエイチ、ウヰルハルム

自分ノ任期ハ昭和二十六年九月一日滿了

何ナルコトカス

侵略政策及行動ニ反対スル為ニ

自國政府ニ対シテ

執ツテ行
第一ニ就
情報ヲ
得ルコト
秘ニ減

(捺印)

コトヲ示スナド、云フ

多クニ出ルコトヲコトヤ
ソレカウ云ハレタリトモ
何レノコトナリトモ
朝ニ在ル間自分ナリ他ノ外國
人ナリニ就テハ自分ノ政府ノ政策ニ同感シナイトイフコトヲ示シタトシテモ
彼ノ官位ガドウアラウトモソレヲソノマ、受入レルコトハ出来ナイトイフ
事ハ自分ヲ認メマス。 概シテ云ハバ自分違ハ變ニモ若干説明シマシタ様
ニ結果ニ依ツテノミ判断出来マス。

コトヲ示スナド、云フ
第一ニ就
情報ヲ
得ルコト
秘ニ減

AFFIDAVIT

I, Joseph C. Grew, being first duly sworn, make oath and say that during my service of ten years as Ambassador of the United States to Japan from 1932 to 1941 I was from time to time in close official and personal contact with Mr. Koki HIROTA whose official service during that period was successively as follows:

Foreign Minister, September 14, 1933, until appointed
Prime Minister, March 19, 1936, until appointed
Foreign Minister, June 4, 1947, until approximately
May 26, 1938.

During my association with Mr. Hirota he said to me on several occasions that good relations with the United States were the "corner-stone" of his policy. In various ways, notably as follows, he implemented that policy in action.

1. My representations to the Japanese Foreign Office received far prompter and more considerate attention than had been the case before Mr. Hirota took office, and in many instances results favorable to American interests emerged.

2. One such result was the marked toning-down of aggressive anti-American comment in the Japanese press which was reflected in the press in the United States and tended to exacerbate international relations. I knew that this improvement was directly due to Mr. Hirota's efforts as a result of my representations to him.

3. On receiving news of the bombing and sinking of USS PANAY by Japanese military or naval planes and the subsequent machine-gunning of her officers, passengers and crew by Japanese army launches in December, 1937, Mr. Hirota, as Minister for Foreign Affairs, broke precedents by immediately calling in person on me at the American Chancery and by expressing "the profound apologies and regrets" of the Japanese Government. He said to me with obvious emotion: "I can't tell you how badly we feel about this." This immediate official apology, conveyed in person, went far to ameliorate the gravity of the

situation. Mr. Hirota subsequently took steps to make practical amends for that ruthless attack on our ship and its occupants, notably in conveying to us a written apology and in promptly meeting our demands for a suitable indemnity.

4. Although Mr. Hirota was a private citizen at the time of the signing of the Tri-Partite Pact with Germany and Italy on September 27, 1940, I know that he vigorously opposed the conclusion of that agreement and that he informed friends of mine, notably Mr. Romer, the then Polish Ambassador, that he, Mr. Hirota, judged with the utmost severity the policy of the then Japanese Foreign Minister, Mr. Matsuoka. Mr. Romer informed me that Mr. Hirota had said to him that the impetuous and thoughtless action of the Japanese Government in joining the Axis might well force Japan into war with the United States which would be "fatal to Japan."

The foregoing points are illustrative and symptomatic of Mr. Hirota's attitude and actions towards maintaining good relations and peace with the United States. While in Japan I maintained and still maintain the firm conviction that Mr. Hirota exerted his efforts to preserve peaceful relations with all foreign countries.

At no time during my ten years in Japan did I observe any attitude or action on the part of Mr. Hirota which would indicate that he was engaged in a common plan or conspiracy to dominate the world or East Asia. He was regarded by myself and by many of my diplomatic colleagues as a "moderate" during the period of intense chauvinism and extreme militarism in Japan, and during that period I observed the results of actions by him, such as those mentioned above, which were clearly aimed at arresting the aggressive tendencies of the Japanese military extremists.

I affirm that it was seldom possible for me to have first-hand information as to action taken by any Japanese official vis-a-vis his own government to oppose aggressive policies and actions, and that it is inconceivable that Mr. Hirota or any other high official while still in office

would have indicated to me or to any other foreigner that he was not in sympathy with his government's policies, whatever his own position might have been. In general, we could judge only by results, some of which are set forth above.

(Signed) Joseph C. Grew
Joseph C. Grew

Washington, D. C.

October 15, 1947

SWORN TO AND SUBSCRIBED BEFORE ME, A NOTARY PUBLIC FOR THE DISTRICT OF COLUMBIA, THIS 17th. DAY OF OCTOBER, 1947

(SEAL)

(Signed) Martha H. Wilhelm

My Commission Expires Sept. 1, 1951

伊崎等語

弁護倒文書ニ七九〇

宣哲借述書

自分ゴヨセフ、エー、グルー、儀先ヅ宣哲言ヲ

為ニタル上哲言ワテ次ノ事ヲ申エ述ベマス、昭

和七年カラ昭和十六年迄自分が日本駐劄

合衆國大使トシテ在任中、自分カ、廣田弘

毅氏ト時々公的ニモ私的ニモ緊密ニ交渉ガ

アリマシタ、同氏ノ官公職ハ其ノ期間次ノ如ク

相續イテ居リマシタ

2137-

前會議に依ることになつて居ます。十二月一日戦争開始の決定が爲されるに先立ち兩大使は米側と交渉決裂の印象を與へざる様注意されて居ますが、右は米側の態度に鑑み其反省をき限り交渉決裂は不可避と考へられて居ましたが、猶戦争の決定は爲されて居なかつたからであります。更に右決定の後、於ても万一交渉成立の場合には作戦は直に停止せらるることになつて居たのであります。(法廷証第八〇九号)

十一月二十六日野村來栖兩大使より其意見として日米兩國の關係は米大統領と天皇との間に親電を交換し、次で日本より中立地帯の設置を提案することになり改訂せらるべしとの具申電報が接到しました。(法廷証第二二四九号)。兩大使は本件に付外務大臣より内大臣とも相談の上急遽返事あり度き旨を述べて居ました。外務大臣は内大臣と相談せしのみならず總理とも相談し、其結果、即ち外務大臣、内大臣、總理何れも斯くは當時の事態に於て何等事懸解決の希望を與ふるものに非ず依て採るべきを非ずとの意見なる旨を兩大使に傳ふべき旨私

外務大臣就任ノ昭和八年九月十四日ヨリ
總理大臣ニ任官マデ、總理大臣就任ノ昭

和十一年三月十九日ヨリ外務大臣任官

マデ、外務大臣就任ノ昭和十二年六月

四日ヨリ大凡昭和十三年五月二十六日マデ、

自分ノ廣田氏トノ交際中、氏ハ自分ニ

ニ種々人々血米國トノ善隣關係コソ氏ノ

政策ノ礎石デアルト語リマシタ。色々ナ

方法デ、ソノ裏ナルモノハ次ノ通りデアリマスガ、

前會議に依ることになつて居ます。十二月一日戦争開始の決定が爲されるに先立ち兩大使は米側と交渉決裂の印象を與へざる様注意されて居ますが、右は米側の態度に鑑み其反省をき限り交渉決裂は不可避と考へられて居ましたが、猶戦争の決定は爲されて居なかつたからであります。更に右決定の後、於ても万一交渉成立の場合は作戦は直に停止せらるることになつて居たのであります。(法廷証第八〇九号)

十一月二十六日野村來栖兩大使より其意見として日米兩國の關係は米大統領と天皇との間に親電を交換し、次で日本より中立地帯の設置を提案することになり改訂せらるべしとの具申電報が接到しました。(法廷証第二二四九号)。兩大使は本件に付外務大臣より内大臣とも相談の上急遽返事あり度き旨を述べて居ました。外務大臣は内大臣と相談せしのみならず總理とも相談し、其結果、即ち外務大臣、内大臣、總理河津ら斯く是等は當時の事案に於て何等事照解決の希望を與ふるものに非ず依て採るべきに非ずこの意見なる旨を兩大使に傳ふべき旨私

氏ハ右ノ政策ヲ實行シタノデアリマス。

一、自分ノ日本外屬者ニ對スル主張ハ廣

田氏就任前ノ場合ヨリ遙カニ速カニ且ツ

思^ヲヒヤリアル態勢サヲ以テ又入レラレシ

テ多クノ場合結果ハ亞米利加ニ有利ト

ナツテ現ハレシタ。

二、其ノ一例、斯ル結果ノ一ハ合衆國ノ新

聞ニモ反映シ國際關係ヲ險惡ナラシメ

ントシテ居リマシタ日本新聞、攻敵手的

前會議に依ることになつて居ます。十二月一日戦争開始の決定が爲されるに先立ち兩大使は米側の交渉決裂の印象を與へざる様注意されて居ますが、右は米側の態度に鑑み其反省なき限り交渉決裂は不可避と考へられて居ましたが、猶戦争の決定は爲されて居なかつたからであります。更に右決定の後、於ても万一交渉成立の場合は作戦は直に停止せらるることになつて居たのであります。(法廷証第八〇九号)

十一月二十六日野村來栖兩大使より其意見として日米兩國の關係は米大統領と天皇との間に親電を交換し、次で日本より中立地帯の設置を提案することになり改訂せらるべしとの具申電報が接到しました。(法廷証第二二四九号)。兩大使は本件に付外務大臣より内大臣とも相談の上急遽返事あり度き旨を述べて居ました。外務大臣は内大臣と相談せしのみならず總理とも相談し、其結果、即ち外務大臣、内大臣、總理河津ら所見は當時の事態に於て何等事照解決の希望を與ふるものに非ず依て探るべき、非ずこの意見なる旨を兩大使に傳ふべき旨私

言説ヲ著シク緩和シタコトアリマス。

自令^{舊田}此ノ改善ガ自令^{舊田}氏^氏ノ抗議

ニ夕結果拂ハレタ氏ノ努力力ニ直接ニ

歸スベキモノナルコトヲ知ワテ居リマス。

三、昭和十二年十二月、合血^{合血}國軍艦

パナイ^{パナイ}號ガ日本ノ陸軍カ海軍機ニ

爆沈セラレ、續^續イテ同艦ノ士官、船客、

乗組員ガ日本陸軍ノ小蒸汽艇ニ

機鏡掃射ヲ受ケタトノ報道ヲ接

明かにせむことを要望したのであります。尙日米交渉は当時既に八ヶ
月の久しきに亘つて行はれ彼我の意見も大部分判明して居りましたの
で日本側では交渉の成否が明確となるには左程長い時間は要せな
いであつたと観測して居ました。されば両大使に対し期限を示した訓令を發
したわけであつて直ちに其儘開戦となるの意味ではなかつたのであり
ます。

十一月二十六日以後の交渉

十一月二十六日附米國側ノートに接し日米交渉は完全なる協定に依
るも暫定協定に依るも其妥結の見込は殆んど無いと云ふことは連絡会
出席者等日本側関係者一般の考でありましたが外務大臣に於ては開
戦に至る迄の間平和維持に適合する方法は凡て之を盡さむとする意図
の下に唯一つ残された途として野村大使に更に訓電を發し米國政府の
反省を求めしめたのであります（法廷証一一九三号、一一九四号、一
一九五号、弁護側文書第一四〇一―D―I三号）戦争の開始の決定は御

エマスンヤ、外務大臣タシ、廣田氏ハ先

例ヲ破リ、時ヲ移サズ、自ラ自カヲ重米

利加大使館事務所ニ訪問シ、日本

政府ノ深甚ナル陳謝ト遺憾ノ意思ヲ表

シタノデアリマス。

氏ハ目ニ見ヘテ感動セラ自

分ニ申シマシタ。

此ノ事件ニ就テ私共ガ

ドンナニ悲縮セラ居ルカハ申上様モアリマセ

ント。此ノ即刻ノ公式陳謝、而モ自ラ

是ヲ運シテノ陳謝ハ事態ノ重大性ヲ良

化スルニ非常ニ役立チマシタ。

廣田氏ハ

署名捺印

杉

田

一

次

杉

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

誓

台

6)

其後此ノ我カ艦船並ニ其ノ乗員ニ對スル

不法攻撃ニ對シテ實際的ノ償ヒヲ為ス

ベキ方策、即チ取りワケ陳謝状ヲ我々

ニ送リ又即座ニ相當賠償ヲナスベキ我

カ要求ニ應ズル等方策ヲ請ヒタテ

アリス。

四、昭和十五年九月二十七日独逸ト伊太利ト

三國協定ガ調印ヲミマシタ時廣田氏ハ

野ニ在リマシタガ、氏ガ同協約ノ締結ニ非

常ニ及對シタコトヤ氏ガ私ノ友人、取立

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印

杉

田

一

次

テ、云へバ當時ノ波蘭大使ロメール氏ニ

氏即チ廣田氏が當時ノ日本外務大臣

松岡氏ノ政策ヲ痛烈ニ批判シタコトナ

トシ自分ヲ知ツテ居リマス。ロメール氏ハ

廣田氏が岡氏ニ日本政府が枢軸側

ニ加盟スルト云フ性急ナル無考ヘナ行動ハ

日本ヲシテ日本ニ対シ致命的ナル對米政策

争ニ進ヒ以ムコトニナルト語ワタト自カニ

語ニテ是レマシタ。

得テ主トシテ私ガ言イタモノデアリマス
但シ多数ノ搜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス
ノ第一頁ニアル通り伴房中央調査委員合及伴房
之ノ委員合並ニ調査部デズレヲ採用シタカ否カハ
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆言デ削除又ハ別紙等トノ
タノカ私ニハ分リマセン

以上の諸氏は合衆國との間、隣國係
を持續し、平和を維持せんとする態度と

行動とを證明し、表徴するものであります。自

令は、廣田氏があらゆる外國との平和的関

係保持に努力を拂ったる固い信念を日本

に於ける間持ち、又人ラもなほ持つて居るもので

あります。

自令が日本に居りました十年間の間、如何な

る時に、自令は、廣田氏の態度若くは行

動に、氏が世界若くは東亞を支配せんとする

誓フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

誓

書

(署名捺印)

椎

名

悦

三

郎

共同計畫若くは協同謀議に参る事劃した

事を示す様事安身と見えたることはあり

すせん。氏は日本の苛激な盲目的妄

國主義や極端な軍國主義の時代に「穩

健派」として自分や自分の外交官仲間

の多数に目をつけ居りました。そして其の時

代、自人は明らかに日本の軍國主義極端

者の攻撃的傾向を抑へる目的を以てした

氏の行動、且表へて述べました様な行動の

審
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ賦秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣
誓
書

(署
捺印名)

椎
名
悦
三
郎

結果を目撃して居ります。

如何なる日本人の役人が自分の政府に向つて

侵略政策や侵略行動に反対したかとい

ふことと就この直接の情報を得ることは滅

多に出来まいといふことやそれから又廣田

氏やその他何れの高官たちとも其の朝に

在る間自分や他の外国人たちに彼は自

分の政府の政策に反感をいだきといふことを

示したとしても、彼の官位がどうあらうとも

を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり」と述べて居ります。
二十二年十二月六日の連絡會議に於て米國政府に対する通告手交の時間が
決定されました。即ち同日の會議に於て外務大臣はワシントン時間
十二月七日午後一時に手交されるべき旨並に右は攻撃開始に先立つも
のなる旨報告されました。攻撃開始の場所及時間については連絡會議の
繼成員でも作戰に關與せるものを除いては之を知るものなく、日本艦
隊が十一月二十六日單冠灣を出勤し、布哇に進行中であつたことや其
他作戰上の機密事項は外務省では誰も之を知つて居たものはなかつた
のであります。
外務大臣は私に對し對米通告が十二月七日午後一時米國政府に間違ひ
なく手交し得る様充分の余裕を以てワシントン大使館に到着する様見
込に取計らひました。發電時間は海軍も大いに關心を有する所であつ
たので最初の發電時間も關係海軍方面と充分打合せの上決定されたの
であります。

それとまのまゝ、要又入れることには出来ないと、
事は自分でも認めます。概して云へば、自分
達は晝寝にも若干の夜明けする様な結果
に依つてのみ判断出来ます。

(自署) ジョセフ、ミ、グルー

テイストリクト、オブ、コロンビア、
華盛頓

昭和二十五年十月十五日

右ハ昭和二十三年十月十七日、テイストリ
クト、オブ、コロンビア公證人タシ自合カ面

を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり」と述べて居ります。
二十二月六日の連絡會議に於て米國政府に対する通告手交の時間が
決定されました。即ち同日の會議に於て外務大臣よりワシントン時間
十二月七日午後一時に手交されるべき旨並に右は攻撃開始に先立つも
のなる旨報告されました。攻撃開始の場所及時間については連絡會議の
艦成員でも作戰に關與せるものを除いては之を知るものなく、日本艦
隊が十一月二十六日單冠灣を出勤し、布哇に進行中であつたことや其
他作戰上の機密事項は外務省では誰も之を知つて居たものはなかつた
のであります。
外務大臣は私に對し對米通告が十二月七日午後一時米國政府に間違ひ
なく手交し得る様充分の余裕を以てワシントン大使館に到着する様周
到に取計らひました。發電時間は海軍も大いに關心を有する所であつ
たので最初の發電時間も關係海軍方面と充分打合せの上決定されたの
であります。

對米通告文を指定の時間に確かに手交し得る様早目に
電送する様命じられました。私達は右

前ニテ
宣誓之且ツ
記述セラレマシタ

(自四者)

マ一サ、エイチ、ウキルヘルム

自分、任期ハ昭和二十六年
九月一日満了

(捺印)

昭和二十二年（一九四七年）八月十九日 於東京

供述者

渡

瀬

亮

輔

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同日於同所

立會人

太

田

金

次

郎